

国民生活金融公庫融資の効果測定

—公庫調査と官公庁統計をもとにした試算—

国民生活金融公庫総合研究所 主任研究員

深 沼 光

国民生活金融公庫総合研究所 主任

井 上 考 二

要 旨

政府が行う政策は、常に費用と便益あるいは効果を考慮しながら、実施の可否を検討する必要がある。政策金融も例外ではない。しかしながら、政策金融の効果については、数値化が困難であるものも多いことから、その評価手法が確立しているとは言いがたい。そこで今回は、いくつかの仮定をおいたうえで、政策金融機関の一つである国民生活金融公庫の融資効果について、付加価値ベースでの推計を試みた。

具体的には、公庫融資がなくなったことでその融資先が失う付加価値を直接的な融資の効果とし、給与と給与以外の付加価値に分けて計算した。また、公庫から融資を受けていた企業の廃業によって、そこに商品やサービスを提供していた企業が失う付加価値を間接的な融資の効果と考えた。なお、推計に当たっては、公庫融資がなくなると直ちに影響が発生すると仮定し、その後1年間の影響を考えた。その結果、公庫融資がなくなった場合に失われる付加価値は、①給与が1兆458億円、②給与以外の付加価値が1兆1,643億円、③販売先の廃業によって失われる付加価値が2,795億円となった。

このうち、①給与は最も控えめにみた推計結果である。一方、②給与以外の付加価値の喪失は、他の企業が代替することによって喪失した付加価値を回復させない（代替生産がない）、③販売先の廃業によって失われる付加価値は、他の企業への販売によって回復しない（代替販売がない）、という大きな仮定をおいており、代替生産や代替販売が完全に行われるとすれば、それぞれの効果はゼロになる。

このように、仮定のおき方によって数字は大きく変わるものの、公庫融資の効果は、代替生産と代替販売がない場合の2兆4,896億円と、完全に行われる場合の1兆458億円の間にあると推測される。ただし、本稿で提示した推計結果はあくまで試算であり、推計の範囲、仮定のおき方、数値の積算方法等によっては、結果が変動する可能性がある。今後、さらに精緻な推計方法の研究が待たれるところである。

1 はじめに

政府が行う政策は、常に費用と便益あるいは効果を考慮しながら、実施の可否を検討する必要がある。政策金融も例外ではない。国が出資して小企業への融資を行っている国民生活金融公庫（以下、公庫）の事業についても同様である¹。ただ、道路や橋の建設などの公共事業については評価手法が比較的定まっているものの、政策金融については、効果の範囲をどうするか、どのように金額換算するか等、さまざまな課題があり、効果測定の手法が確立しているとは言いがたい²。

これまでに公庫融資の効果を推計したものとしては、国民生活金融公庫「平成17年度政策実施評価報告書」（2006年）がある。公庫融資が小企業の創業や事業継続を可能にすることで確保される雇用から効果を推計しており、新規開業融資による雇用創出の便益が年間で86億円、廃業を回避できた企業の従業員の雇用喪失を防止したことによ

る便益が約209億円～1,113億円としている³。財務省の「財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（平成18年度）」（2006年）も、同様のデータを提示している^{4,5}。

ただ、小企業の経済的役割は、雇用の維持にとどまらない。公庫融資の効果をより正確に推計するためには、小企業の果たす役割を幅広くとらえ、それを公庫融資の効果として積算するのが妥当かどうか精査していく作業が必要であろう。

そこで今回は、公庫融資の効果について、以下で述べるようないくつかの仮定をおいたうえで、付加価値をベースにした推計を試みた^{6,7}。計算の根拠としたのは、公庫が2006年7月～8月に実施した「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」の結果（図表—1、以下、公庫調査）、公庫の業務データ、官公庁統計などである。

なお、公庫は、教育貸付や恩給・共済年金担保貸付なども行っているが、ここで推計する効果は小企業への融資事業のみとした。また、公庫融資の効果には、新規開業融資による経済の活性化や

図表—1 調査の概要

1 調査期間	2006年7月～8月
2 調査対象	国民生活金融公庫の全国の支店に融資の申し込みをした企業。新規開業企業を除く。
3 調査方法	公庫支店を通じたアンケートと、融資担当者の聞き取り等による。
4 調査項目	企業の概要、経営者と従業員の属性（年齢、性別等）、取引先の規模、公庫から借入ができなかったと仮定した場合の影響等。
5 有効回答数	2,266件

¹ 小企業は概ね従業員20人未満の企業（法人と個人）とする。なお、国民生活金融公庫の融資先は95.8%が従業員20人未満であり、ほぼすべてが小企業といつてよい。

² 岩本（2004）は、同論文の執筆時点において「公的金融機関で政策評価制度を導入化する取り組みがはじめられたところであるが、便益の評価方法はまだ満足いくものが確立しておらず（中略）その整備は遅れている」としている。

³ 国民生活金融公庫（2006b）pp.24～25参照。2005年度の貸付実績（フローベース）にもとづく計算。既存企業については、公庫融資がなくなると廃業する可能性のある小企業の雇用についてのみ推計しており、本稿で行っている雇用を減少させる企業での雇用や、付加価値に関する推計は行っていない。なお、新規開業企業への融資効果については、公庫全体の融資残高件数に占める割合が小さいことから、本稿では既存企業と区別せずに推計している。

⁴ 財務省（2006）の国民生活金融公庫の項参照。新規開業の効果を90億円、廃業を回避できた企業の雇用喪失防止効果を770億円としている。これは、国民生活金融公庫（2005）のデータ（ただし、雇用喪失防止効果は高位推計と低位推計の平均値）に一致する。

⁵ 同報告書では他の政府系金融機関の融資効果も紹介されているが、それぞれの機関で効果の内容は異なる。例えば、日本政策投資銀行の場合は、融資実績のほか、対象事業の実施による雇用機会確保や売上高増などを、事業の成果としてあげている。

⁶ 本稿で述べる付加価値の定義は、給与（福利厚生費を含む）、減価償却費、支払利息割引料、税引前利益の合計である。

⁷ あくまでいくつかの仮定のもとでの公庫融資の効果の試算であり、試算結果にもとづいて公庫の融資事業を評価するものではない。

カウベル効果（いわゆる融資の呼び水効果）なども考えられるが、本稿では計算に含めない⁸。

2 効果測定の考え方と範囲

公庫の融資対象である小企業は、多種多様な存在で、取り巻く環境も企業ごとに異なる。そのため、公庫の融資がすべての融資対象に対して一律に効果があるとは考えにくい。そこで、公庫を利用している小企業を、公庫融資がなくなった場合の対応で三つに分類し、融資の効果を推計していく。

分類は、アンケートの「前回、公庫から借入ができなかった場合、事業に何らかの影響があったと思いますか。最もあてはまるものをお答えください。」という設問に対し、「現在までに廃業していた」と回答した小企業を「廃業する小企業」、「廃業には至らないが何らかの影響があった」と回答した小企業を「影響のある小企業」、「影響はなかった」と回答した小企業を「影響のない小企業」とした⁹。構成比はそれぞれ、6.2%、72.9%、20.9%であった¹⁰。

また、推計する効果は、公庫融資によって維持されている付加価値、すなわち、公庫融資がなくなったと仮定した場合に喪失してしまう付加価値とした。具体的には、公庫がなくなったことが直接の原因で喪失する付加価値を直接的な融資の効果、公庫から融資を受けていた企業の廃業によって、そこに商品やサービスを提供していた企業が失う付加価値を間接的な融資の効果として推計している。さらに、直接的な融資の効果については、

給与と給与以外の付加価値に分けている。

ここで、直接的な融資の効果の推計対象となるのは、「廃業する小企業」と「影響のある小企業」で、「影響のない小企業」は含まれない。間接的な融資の効果の推計対象は、「廃業する小企業」を除くすべての小企業（存続する小企業）で、「影響のある小企業」「影響のない小企業」、加えて、「公庫との取引がない小企業」も対象となる¹¹。

以上をまとめて、融資の効果の考え方と範囲を示したのが図表—2である。なおここでは、計算が複雑になることを避けるため、公庫融資がなくなった場合の影響は即座に発生するとの仮定をおき、推計期間はその後1年間に限定した。もし公庫融資がなくなった場合の影響が2年目以降も続くと考えれば、公庫融資の効果は推計結果よりもさらに大きくなることになる。

3 失われる雇用

ここでは、まず、「廃業する小企業」と「影響のある小企業」のそれぞれについて、公庫融資がなくなった場合に失われる雇用をみしてみる。

(1) 廃業する小企業

①喪失する雇用

公庫融資がなくなると廃業する小企業では、働いているすべての従業員の雇用が失われることになる。その数は公庫調査から、従業員が平均3.4人、パートが平均2.7人であった¹²。企業自体がなくなってしまうことから、当然、経営者も職を失

⁸ 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）のカウベル効果については、日向野（1984）や福田・照山・神谷・計（1995）、創業期の中小企業向け政府系金融機関の役割については、根本・深沼・渡部（2006）などがある。また、国民生活金融公庫総合研究所（2006）では、新規開業企業へのパネル調査をもとに、公庫の融資が呼び水となって民間金融機関が融資をはじめている様子がうかがえるとしている。ただし、いずれのレポートも効果の付加価値額への換算は行っていない。

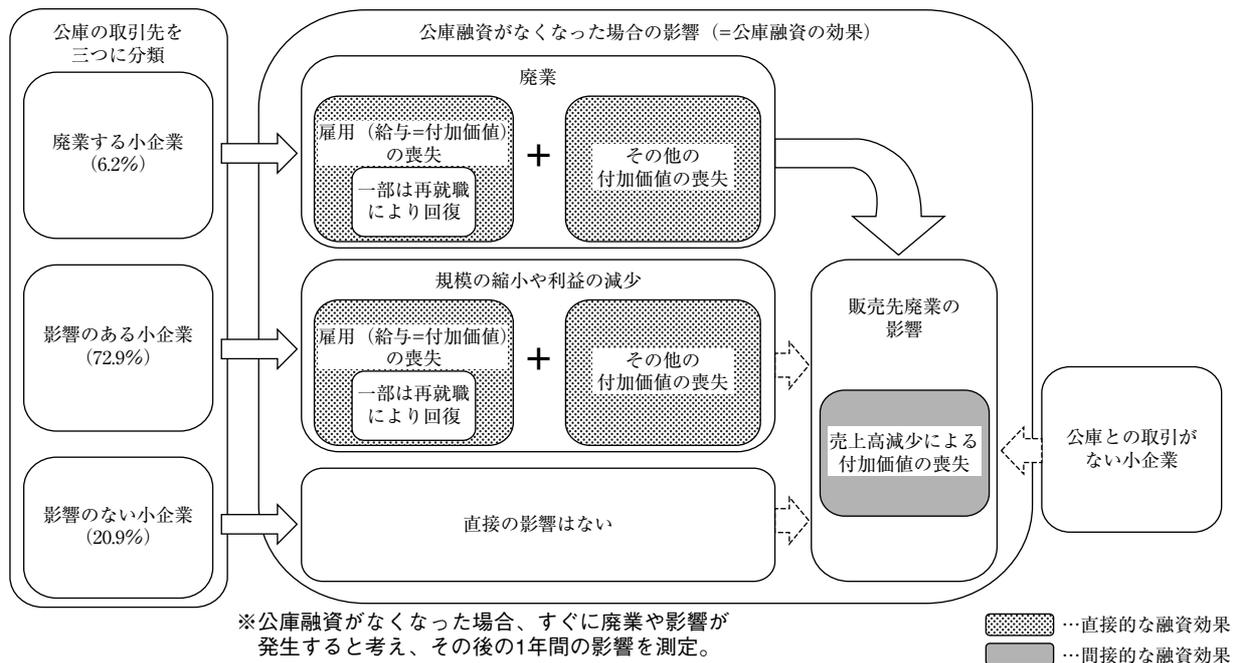
⁹ アンケートの設問に対する回答をもとに行った推計であるため、回答者の主観にもとづくものであることに、留意する必要がある。

¹⁰ 国民生活金融公庫（2006 b）では、公庫が新たに融資した企業のみへの影響を低位推計としている。

¹¹ 小企業以外の中小企業や大企業は、売上高に占める小企業への売上高の割合が不明であるため、販売先や受注先の小企業の廃業による影響を受けないと仮定して、推計対象から除いている。

¹² 従業員は、常時使用する従業員、法人の常勤役員（代表者を除く）、家族従業者。パートは、所定労働時間が通常の従業員より短い者である。

図表—2 効果測定の考え方と範囲



う。合計すると1企業あたり7.1人の雇用が喪失することになる¹³。

これを公庫の取引先全体におきかえてみよう。2005年度末の公庫の貸付先企業数は133万94社¹⁴、廃業する小企業の割合は6.2%であるから、7.1人×133万94社×6.2%≒58万1,109人の雇用が失われる計算になる¹⁵。内訳は経営者が8万2,177人、従業員が27万7,054人、パートが22万1,878人である。

②再就職により回復する雇用

離職した従業員は、それまで就業していたことを考えると、一定の就業意欲をもっているといえる。現実には、一部は非労働力化する者がいるかもしれないが、ここでは全員が再就職を希望するものと仮定した。

しかしながら、実際に再就職できるかどうかは、年齢や性別によって異なる。総務省「就業構造基本調査」(2002年)から、2000年10月～2001年9月に「会社倒産・事業所閉鎖のため」に離職した者のうち、2002年10月1日(調査時点)で有業者である者の割合(再就職率)を年齢別、男女別にみると、再就職率は50歳以上で大幅に低下していることがわかる。また、男性と女性では、女性の方が再就職率は低い傾向にある(図表—3)。

次に、公庫調査における廃業する小企業の経営者、従業員、パートそれぞれの年齢別、男女別の構成割合から、喪失する雇用58万1,109人について、年齢別、男女別の内訳を推計し、図表—3の再就職率を積算して、再就職により回復する雇用を推計した¹⁶。その結果、5万1,728人の経営者、

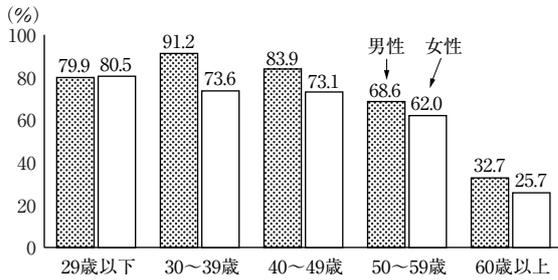
¹³ 経営者は各企業に1人と仮定している。

¹⁴ 普通貸付および生活衛生貸付にかかる貸付先企業数(ストックベース)である。なお、国民生活金融公庫(2006b)の推計では、フローベースの企業数をもとにしている。

¹⁵ 計算式は小数点以下第2位を四捨五入した値で表示しているが、計算は四捨五入していない値で行っているため、計算式と計算結果は一致しない。以下、同じ。

¹⁶ 経営者は従業員、従業員は従業員、パートはパートとして、再就職すると仮定している。以下、同じ。

図表—3 従業員の再就職率（廃業する小企業）



資料：総務省「就業構造基本調査」（2002年）

（注）再就職率は、2000年10月～2001年9月に「会社倒産・事業所閉鎖のため」に離職した者のうち、調査時点（2002年10月）で有業者である者の割合。

19万9,633人の従業員、14万7,255人のパートが1年後までに再就職を果たすと推計された（図表—4）¹⁷。合計すると39万8,616人となり、全体の再就職率は68.6%となった。逆にいえば、3割以上の人が廃業後1年経過しても再就職できないことになる¹⁸。

（2）影響のある小企業

①喪失する雇用

影響のある小企業においても雇用の喪失がある。雇用の一部が失われ、規模が縮小する小企業の割合は、公庫調査の回答者全体の16.4%である（図表—5）。

1企業あたりの平均喪失数は2.8人で、内訳は従業員が1.7人、パートが1.1人であった。したがって、公庫の取引先全体に換算した雇用喪失数は、 $2.8人 \times 133万94社 \times 16.4\% \approx 61万6,328人$ で、従業員が37万8,601人、パートが23万7,726人となる。

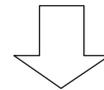
②再就職により回復する雇用

総務省「就業構造基本調査」（2002年）から、

図表—4 再就職により回復する雇用
（廃業する小企業）

①喪失する雇用の内訳（人）

	経営者		従業員		パート	
	男	女	男	女	男	女
29歳以下	0	0	22,850	15,709	24,884	36,288
30~39歳	7,044	0	52,126	24,278	5,184	27,994
40~49歳	17,609	1,761	46,414	22,136	9,331	35,252
50~59歳	28,175	3,522	30,704	27,134	17,626	25,920
60歳以上	22,305	1,761	16,423	19,280	13,479	25,920
合計	82,177		277,054		221,878	
	581,109					



※図表—3の年齢別、男女別の再就職率を積算

②再就職により回復する雇用（人）

	経営者		従業員		パート	
	男	女	男	女	男	女
29歳以下	0	0	18,249	12,648	19,873	29,218
30~39歳	6,427	0	47,558	17,869	4,730	20,604
40~49歳	14,768	1,288	38,923	16,188	7,825	25,780
50~59歳	19,316	2,182	21,051	16,811	12,084	16,059
60歳以上	7,295	453	5,371	4,964	4,408	6,674
合計	51,728		199,633		147,255	
	398,616					

資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」（2006年7～8月）

総務省「就業構造基本調査」（2002年）

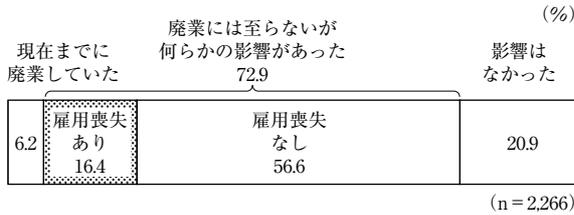
（注）0人となっているのは、公庫調査では回答者がいなかったカテゴリー。現実には0人にはならない可能性がある。以下、同じ。

規模縮小により離職した従業員の年齢別、男女別の再就職率をみると、図表—6のとおりである。「人員整理・勧奨退職のため」に離職した者についての再就職率であり、図表—3の再就職率と数字は異なるが、高齢者と女性が低いという傾向は変わらない。

¹⁷ 再就職率の計算は2000年10月から2001年9月の間に離職した者を対象に行っているため、回復する雇用は、厳密にいうと1年以上2年未満経過後の値である。ちょうど1年前に離職した者を対象に考えた場合、再就職率は低くなるため、回復する雇用は推計した値よりも少なくなる。以下、同じ。

¹⁸ 最近では雇用状況が改善しているため、再就職率が上昇しているとも考えられるが、就業構造基本調査は2002年が最新（次回は2007年）であるため、この数字を採用した。

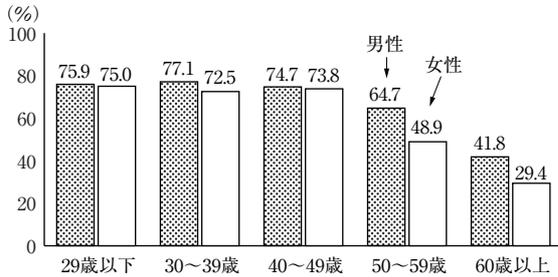
図表—5 規模縮小する小企業の割合



資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」
(2006年7～8月)

(注)「雇用喪失あり」は、「廃業には至らないが何らかの影響があった」企業のうち、従業員・パートが「減少」と回答した企業。

図表—6 従業員の再就職率 (影響のある小企業)



資料：図表—3に同じ。

(注)再就職率は、2000年10月～2001年9月に「人員整理・勧奨退職のため」に離職した者のうち、調査時点(2002年10月)で有業者である者の割合。

廃業する小企業の場合と同様の手法で、失われる雇用の年齢別、男女別の内訳を推計し、図表—6の再就職率をもとに回復する雇用に推計すると、従業員は25万5,865人、パートは16万678人となる(図表—7)。合計すると41万6,543人で、再就職率は67.6%となった。

(3) 失われる雇用

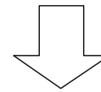
以上を整理すると、公庫融資がなくなり小企業が廃業や規模を縮小した結果、一時的に失われる雇用は119万7,437人となる。そのうち1年以内に再就職が見込める人は81万5,159人で、残りの38万2,278人は1年後も雇用が喪失したままである(図表—8)。

¹⁹ 篠崎(2004)は、総務省「労働力調査」から、倒産や解雇を理由に離職した失業者は、定年や、よりよい条件を探して離職した失業者よりも、失業期間が1年以上の長期失業者の割合が高いことを明らかにしている。

図表—7 再就職により回復する雇用
(影響のある小企業)

①喪失する雇用の内訳 (人)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	46,193	16,857	31,369	42,102
30～39歳	80,721	19,846	12,835	46,893
40～49歳	66,289	21,573	5,388	44,919
50～59歳	54,680	29,081	5,232	29,927
60歳以上	30,517	12,844	4,999	14,060
合計	378,601		237,726	
	616,328			



※図表—6の年齢別、男女別の再就職率を積算

②再就職により回復する雇用 (人)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	35,064	12,643	23,811	31,577
30～39歳	62,203	14,387	9,891	33,994
40～49歳	49,522	15,919	4,025	33,146
50～59歳	35,386	14,213	3,386	14,626
60歳以上	12,756	3,775	2,090	4,132
合計	255,865		160,678	
	416,543			

資料：図表—4に同じ。

公庫調査回答企業の平均従業員数は8.7人であったことから、公庫取引先企業の総従業員数は、8.7人×133万94社≒1,150万7,720人と推計される。公庫融資がなくなった場合、公庫と取引がある小企業で働く従業員の10.4%が一時的に雇用を失い、3.3%は1年後も再就職を果たせずにいる計算となる。

なお、1年以上失業状態が続く者がいることから、公庫がなくなった場合の影響は2年目以降にも及ぶと考えられる¹⁹。

図表—8 雇用の喪失と回復

		喪失したままの雇用 (1年後)	雇用の喪失	再就職による回復
廃業する小企業	経営者	3万0,449人	8万2,177人	5万1,728人
	従業員・パート	15万2,044人	49万8,932人	34万6,888人
影響のある小企業	従業員・パート	19万9,785人	61万6,328人	41万6,543人
合計		38万2,278人	119万7,437人	81万5,159人

資料：推計結果より筆者作成。

4 失われる給与

ここでは、前述の公庫融資がなくなった場合に失われる雇用をもとに、直接的な融資の効果のうち、付加価値の一部である給与について推計する。推計の対象となるのは、「廃業する小企業」と「影響のある小企業」である。

(1) 廃業する小企業

①喪失する給与

公庫調査から、廃業する小企業における1企業あたりの経営者の給与、従業員とパートの給与をみると、それぞれ358万円、914万円となっている²⁰。公庫の取引先全体に換算すると、経営者の給与は、358万円×133万94社×6.2%≒2,940億円、従業員とパートの給与は、914万円×133万94社×6.2%≒7,509億円となる。公庫融資がなくなった場合、これらの給与が失われることになる。

②再就職により回復する給与

廃業する小企業の年齢別、男女別の従業員1人あたりの給与は、図表—9のとおりである。厚生労働省「賃金構造基本調査」(2005年)の一般労働者と短時間労働者の年齢別、男女別の給与水準にもとづいて、従業員とパートの給与を、年齢別、

図表—9 従業員1人あたりの給与(廃業する小企業)
(万円/年間)

	経営者		従業員		パート	
	男	女	男	女	男	女
29歳以下	—	—	157	134	46	41
30～39歳	239	—	214	152	67	38
40～49歳	418	84	234	159	73	56
50～59歳	455	182	228	163	80	55
60歳以上	300	30	187	136	74	57

資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年7～8月)

厚生労働省「賃金構造基本調査」(2005年)

- (注) 1 経営者は、個人企業の場合は税引前利益(ただし、マイナスの場合は0円としている)、法人企業の場合は代表者の給与の平均。
2 従業員とパートの平均給与の計算は以下のとおり。
① 厚生労働省「賃金構造基本調査」(2005年)の企業規模5～9人の企業における一般労働者の給与を従業員の給与、短時間労働者の給与をパートの給与とし、それぞれの年齢別、男女別(以下、各カテゴリーとする。)の給与比率(29歳以下の男性従業員を1とする)を計算。
② 各企業の給与の総額から経営者の給与を引いて、各企業の従業員とパートの給与を計算し、集計する。
③ ②で算出した従業員とパートの給与の合計を、各カテゴリーにおける従業員数・パート数に①で計算した給与比率を掛けて各カテゴリーの値を合計したもので割り、29歳以下の男性従業員の給与を計算。
④ ③の29歳以下の男性従業員の給与に①の給与比率を掛けて、各カテゴリーにおける従業員・パートの給与を算出。

男女別の従業員の構成比で按分して推計している。

前述したように、喪失する雇用の一部は再就職によって回復する²¹。給与についても、再就職によって回復するが、離職前の給与がそのまま回復

²⁰ 経営者の給与は、個人企業の場合は税引前利益(ただし、マイナスの場合は0円)、法人企業の場合は代表者の給与。従業員とパートの給与は、個人企業の場合は人件費、法人企業の場合は人件費から代表者の給与を除いた値で、福利厚生費が含まれる。

²¹ 国民生活金融公庫(2006b)では、失業状態にある人については余暇の便益が発生しているという観点から、失われる賃金から最低賃金を差し引いている。本稿では、非自発的失業の場合は余暇の便益はゼロではないにしても、それほど大きくないと考え、余暇の便益は発生しないものとして計算した。

するわけではない。離職して再就職するまでの間は収入が得られないし、再就職後の給与が離職前の給与と同じ水準になるとは限らない²²。

厚生労働省「雇用動向調査」(2004年)より、離職してから再就職するまでの平均離職期間を、年齢別、男女別にみると、図表—10のとおりである。また、離職前の給与に対する再就職後の給与の割合(給与変動率)をみると、再就職後の給与は離職前より少なくなるケースが多い(図表—11)。

こうした前提を踏まえ、離職後1年間に回復する給与を推計したものが図表—12である。図表—9の従業者1人あたりの給与に、給与変動率²³を掛けて再就職後の推定給与を得たうえで、図表—4の再就職により回復する雇用を積算した。なお、離職期間分の給与は控除している。その結果、回復する給与は、経営者が1,393億円、従業員とパートが3,445億円で、合計4,838億円となった。

図表—10 平均離職期間

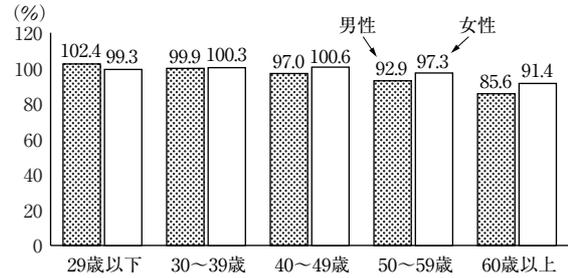
(月)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	2.5	3.0	3.4	2.7
30～39歳	2.8	2.8	4.0	3.6
40～49歳	2.8	2.7	2.8	3.5
50～59歳	2.8	2.7	4.0	4.1
60歳以上	2.5	2.3	3.3	3.4

資料：厚生労働省「雇用動向調査」(2004年)

- (注) 1 離職期間は、離職してから再就職するまでの期間。
 2 一般労働者の離職期間を従業員の離職期間、パートタイム労働者の離職期間をパートの離職期間とし、平均の離職期間は、離職期間が15日未満の者を0.25カ月、15日から1カ月未満の者を0.75カ月、1カ月から3カ月未満の者を2カ月、3カ月から6カ月未満の者を4.5カ月、6カ月から1年未満の者を9カ月として計算した。

図表—11 再就職者の平均給与変動率



資料：図表—10に同じ。

- (注) 1 給与変動率は、離職前の給与に対する再就職後の給与の割合。
 2 前の事業所をやめる直前の賃金と調査事業所に入職した時の賃金を比較して、3割以上増加した者を130%、1～3割増加した者を120%、1割未満増加した者を105%、変わらない者を100%、1割未満減少した者を95%、1～3割減少した者を80%、3割以上減少した者を70%として計算した。

図表—12 回復する給与(廃業する小企業)

(億円/年間)

	経営者		従業員		パート	
	男	女	男	女	男	女
29歳以下	0	0	231	126	65	92
30～39歳	118	0	784	208	21	55
40～49歳	460	8	678	199	44	102
50～59歳	626	30	342	205	65	58
60歳以上	149	1	68	50	24	27
合計	1,393		2,891		554	
	3,445					
	4,838					

資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年7～8月)

厚生労働省「雇用動向調査」(2004年)

- (注) 1 回復する給与 = 再就職後の給与 × 回復する雇用 × (1 - 離職期間/12)
 2 再就職後の給与 = 離職前の給与 × 給与変動率
 3 経営者の給与変動率と離職期間は従業員と同じ、パートの給与変動率は100%と仮定している。

²² 失業保険の受給は、付加価値を生み出していないわけではないため、回復する給与には含まない。

²³ 経営者の給与変動率と離職期間は従業員と同じ、パートの給与は変わらない(給与変動率は100%)と仮定している。以下、同じ。

(2) 影響のある小企業

①喪失する給与

影響のある小企業のうち、雇用の一部が喪失し規模が縮小する小企業の年齢別、男女別の従業者1人あたりの給与は、図表—9と同様に厚生労働省の賃金構造基本調査（2005年）のデータをもとに推計すると、図表—13のとおりになる。

この1人あたりの給与に、図表—7の喪失する雇用の内訳を掛けて、失われる給与を算出すると、従業員が8,474億円、パートが1,381億円、合計で9,855億円となる（図表—14）。

図表—13 従業者1人あたりの給与
(規模縮小する小企業)

(万円/年間)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	181	155	53	47
30～39歳	247	175	78	44
40～49歳	270	183	85	65
50～59歳	264	188	93	64
60歳以上	216	157	86	66

資料：図表—9に同じ。

- (注) 1 「廃業には至らないが何らかの影響があった」企業のうち、従業員・パートが「減少」と回答した企業の平均給与。
2 平均給与の計算方法は図表—9の注2に同じ。

図表—14 失われる給与（影響のある小企業）

(億円/年間)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	837	261	165	199
30～39歳	1,996	348	100	206
40～49歳	1,789	395	46	290
50～59歳	1,441	546	49	191
60歳以上	659	202	43	92
合計	8,474		1,381	
	9,855			

資料：図表—9に同じ。

- (注) 失われる給与=喪失する雇用×従業者1人あたりの給与

②再就職により回復する給与

廃業する小企業における回復する給与の推計と同様に、図表—13の従業者1人あたりの給与と再就職時の給与変動率から計算した再就職後の給与に、図表—7の再就職により回復する雇いを掛けて、離職期間分の給与を控除すると、離職後1年間に回復する給与は、5,008億円と推計される（図表—15）。

(3) 失われる給与

公庫融資がなくなった場合に離職する従業者の給与は、廃業する小企業の従業者の給与が1兆449億円、影響のある小企業の従業者の給与が9,855億円で、合計2兆304億円となる。

再就職によって、離職後の1年間に9,846億円の給与が回復するものの、残りの1兆458億円は回復せず喪失してしまう（図表—16）。従業者が得ている給与は、彼らが生み出す付加価値に等しい。したがって、回復しない給与と同額の付加価値が失われることになる。

なお、失われる雇用の場合と同じように、失われる給与についても、公庫がなくなった場合の影響は2年目以降にも及ぶと考えられるが、ここでは計算に含めていない。

図表—15 回復する給与（影響のある小企業）

(億円/年間)

	従業員		パート	
	男	女	男	女
29歳以下	512	145	89	115
30～39歳	1,184	193	51	105
40～49歳	996	226	26	152
50～59歳	665	201	21	61
60歳以上	187	44	13	19
合計	4,354		654	
	5,008			

資料：図表—12に同じ。

- (注) 図表—12に同じ。

図表—16 給与の喪失と回復

		回復しない給与	給与の喪失	再就職による回復
廃業する小企業	経営者	1,547億円	2,940億円	1,393億円
	従業員・パート	4,064億円	7,509億円	3,445億円
影響のある小企業	従業員・パート	4,847億円	9,855億円	5,008億円
合計		1兆458億円	2兆304億円	9,846億円

資料：図表—8に同じ。

5 給与以外の付加価値の喪失

次に、直接的な融資の効果のうち、給与以外の付加価値の喪失について推計する。推計の対象となるのは、「廃業する小企業」と「影響のある小企業」である。

なお、推計の際は、廃業する小企業や影響のある小企業の代わりに他の企業が生産を行って（代替生産）給与以外の付加価値を回復させることはないと仮定している。もし、逆に代替生産が直ちに100%行われるとすれば、喪失する給与以外の付加価値は0円となる。

(1) 廃業する小企業

廃業する小企業が生み出している付加価値は、公庫調査によると平均1,474万円であった。公庫の融資先全体に換算した値は、1,474万円×133万94社×6.2%≒1兆2,110億円となる。このうち、給与の額は前述したように1兆449億円であるから、公庫融資がなくなった場合に失われる給与以外の付加価値は、1兆2,110億円－1兆449億円＝1,662億円である。

(2) 影響のある小企業

公庫融資がなくなった場合に何らかの影響を受けたとしても、付加価値のうちの、減価償却費、支払利息割引料、雇用が維持される従業員の給与は、通常はすぐに減少するとは考えにくい。そこ

で、それらは不変であると仮定すると、影響のある小企業において喪失される付加価値は、喪失する雇用にかかる給与と喪失する利益の合計となる。

喪失する雇用にかかる給与は、すでに計算したように9,855億円である。喪失する利益については公庫調査では、33.1%の企業で利益が減少すると回答しており、減少額は平均226万円であった（図表—17）。公庫の取引先全体では、226万円×133万94社×33.1%≒9,981億円の利益が失われる計算である。

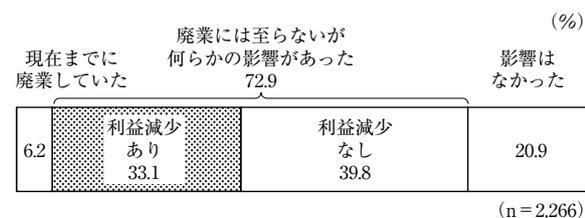
影響のある小企業において喪失される付加価値は、これらを足した1兆9,836億円となり、1企業あたりの平均は204万円である。

公庫がなくなった場合に失われる給与以外の付加価値は、1兆9,836億円から喪失する雇用にかかる給与9,855億円を引いた値の9,981億円であり、喪失する利益に等しくなる。

(3) 給与以外の付加価値の喪失

以上を整理すると、公庫融資がなくなった場合

図表—17 利益が減少する小企業の割合



資料：図表—5に同じ。

(注)「利益減少あり」は、「廃業には至らないが何らかの影響があった」企業のうち、利益が「減少」と回答した企業。

に喪失する付加価値は、廃業する小企業が1兆2,110億円、影響のある小企業が1兆9,836億円で、合計すると3兆1,947億円となる。そのうち従業員の給与を除いた、給与以外の付加価値は1兆1,643億円である（図表—18）。

6 存続する小企業へ及ぶ影響

ここまでは、小企業が直接受ける公庫融資の効果について推計してきた。本節では、公庫の融資先が、その販売先や受注先の小企業の事業継続に貢献し、その結果として発生する間接的な融資の効果について推計する²⁴。推計の対象となるのは、「廃業する小企業を除くすべての小企業（存続する小企業）」である。

なお、ここでは販売先や受注先の廃業によって喪失した付加価値が、他の企業への販売（代替販売）によって回復することはないと仮定して推計を行っている。前節と同様に、もし代替販売が直ちに100%行われると仮定した場合は、喪失する付加価値は0円となる²⁵。

(1) 存続する小企業の数

まず、間接的な融資の効果の推計対象となる存続する小企業の数把握する。中小企業庁「中小企業白書2006年版」によると、わが国には377万6,863社の小企業が存在する²⁶。このうち、公庫との取引がある小企業は133万94社（35.2%）で、残りの244万6,769社（64.8%）は公庫との取引がない。さらに、公庫との取引がある小企業のうち、廃業する小企業数は、廃業する小企業の割合が公庫調査によると6.2%であるから、133万94社×6.2%≒8万2,177社となる。公庫の取引先のうち廃業には至らない小企業は、133万94社－8万2,177社＝124万7,917社で、小企業の全体の33.0%にあたる。

したがって、公庫との取引がない小企業244万6,769社（全体の68.4%）と、公庫との取引はあるが廃業には至らない小企業124万7,917社（同33.0%）の合計369万4,686社、すなわち小企業全体の97.8%が、公庫融資がなくなったとしても存続する小企業である（図表—19）。

図表—18 喪失する給与以外の付加価値

	付加価値の喪失		
	（全体）	給与	給与以外の付加価値 （減価償却費＋支払利息割引料＋税引前利益）
廃業する小企業	1兆2,110億円	1兆449億円	1,662億円
影響のある小企業	1兆9,836億円	9,855億円	9,981億円
合計	3兆1,947億円	2兆304億円	1兆1,643億円

資料：図表—8に同じ。

- (注) 1 付加価値＝給与＋減価償却費＋支払利息割引料＋税引前利益
2 影響のある小企業については、減価償却費、支払利息割引料、雇用が維持される従業員の給与は減少しないと仮定している。
3 他の企業が代替生産して付加価値を回復させることはないと仮定している。

²⁴ 仕入先や外注先の廃業による影響も考えられるが、本稿では推計に含めていない。

²⁵ アンケートでは、販売先の小企業がすべて廃業した際の影響についても尋ねた。その結果、新たな販売先の確保が「すぐにはできず」と回答した企業は12.2%に止まり、「できるが時間がかかる」が55.8%、「見つけることは難しい」が32.1%となった。これは取引先小企業の一部が廃業した際の影響を示すものではないものの、少なくともすべての企業が代替販売先をすぐに見つけられるわけではないと推測される。

²⁶ ここでは小規模企業を小企業と読み替えた。

図表—19 存続する小企業の割合

	企業数	割合
小企業数	377万6,863社	100.0%
公庫との取引なし	244万6,769社	64.8%
公庫との取引あり	133万94社	35.2%
廃業する小企業	8万2,177社	2.2%
存続する小企業 (取引先)	124万7,917社	33.0%

資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年7～8月)

国民生活金融公庫「国民生活金融公庫レポート2006」

中小企業庁「中小企業白書2006年版」

- (注) 1 廃業する小企業は、公庫から借入ができなかった場合に「現在までに廃業していた」と回答した企業。
 2 存続する小企業 (取引先) は、公庫から借入ができなかった場合に「廃業には至らないが何らかの影響があった」「影響はなかった」と回答した企業。

(2) 廃業する小企業への売上高

次に、存続する小企業から廃業する小企業への売上高を推計する。存続する小企業の売上高は、すべての小企業の売上高合計から、廃業する小企業の売上高を引いた値である。すべての小企業の売上高は、中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2005年)における個人企業と20人以下の法人企業の売上高の合計222兆8,371億円とする。廃業する小企業の売上高は、公庫調査から推計すると5兆4,055億円となるため、存続する小企業の売上高は、222兆8,371億円 - 5兆4,055億円 = 217兆4,316億円となる。

存続する小企業の売上高のうち、小企業への売上高の割合を、公庫調査結果の、影響のある小企業と影響のない小企業の平均から計算すると、20.0%となった。したがって小企業への売上高は、217兆4,316億円 × 20.0% = 43兆3,802億円となる。さらに、小企業への売上高のうち、廃業する小企業への売上高は、廃業する小企業の割合が全体の2.2%であるから、43兆3,802億円 × 2.2% = 9,439億円となる。存続する小企業の売上高に占める割合で見ると0.4%にあたる (図表—20)。

図表—20 存続する小企業の廃業する小企業への売上高

	売上高	割合
存続する小企業の売上高	217兆4,316億円	100.0%
小企業以外への売上高	174兆512億円	80.0%
小企業への売上高	43兆3,802億円	20.0%
存続する小企業への売上高	42兆4,364億円	19.5%
廃業する小企業への売上高	9,439億円	0.4%

資料：国民生活金融公庫「小企業の役割と公庫の融資に関する調査」(2006年7～8月)

中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2005年)

- (注) 1 存続する小企業は、廃業する小企業以外的小企業。
 2 存続する小企業の売上高は、中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2005年)における個人企業と20人以下の法人企業の売上高 (222兆8,371億円) から、廃業する小企業の売上高 (5兆4,055億円) を引いた値。
 3 存続する小企業への売上高と廃業する小企業への売上高は、小企業への売上高にそれぞれの企業数割合を積算して算出。

(3) 廃業の影響を受けて喪失する付加価値

販売先や受注先の小企業が廃業することによって喪失する付加価値は、存続する小企業の廃業する小企業への売上高と、売上高に対する付加価値の割合から、推計することができる。

廃業する小企業への売上高は前述のように9,439億円である。売上高に対する付加価値の割合は、公庫調査から、影響のある小企業と影響のない小企業の平均を計算すると、29.6%であった。したがって、販売先や受注先の小企業が廃業することによって、存続する小企業が喪失する付加価値は、9,439億円 × 29.6% = 2,795億円と推計される。

7 公庫融資の効果

これまでの推計結果をまとめると、公庫融資がなくなった場合に喪失する付加価値は、①回復しない給与1兆458億円、②給与以外の付加価値の喪失1兆1,643億円、③販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値2,795億円となる。公庫融資の効果はこれらを合計した値である。

このうち、①回復しない給与1兆458億円につ

いては、1～2年後の再就職率を1年後の再就職率としているため、再就職率が高めに計算されていること、1年以上の失業で失われる付加価値を積算していないことなどから、実際よりも控えめな評価になっていると考えられる。

一方、②給与以外の付加価値の喪失については、代替生産が行われないこと、③販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値については、代替販売が行われないことという強い仮定をおいており、仮定の有無によって結果は大きく違ってくる。そこで、仮定の違いによってケース分けして、公庫融資の効果をみたのが図表—21である。

ケース1は、当初の仮定どおり、「代替生産なし、代替販売なし」とした場合である。融資の効果は、①回復しない給与、②給与以外の付加価値の喪失、③販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値を合計した2兆4,896億円である。

ケース2は、「代替生産あり、代替販売なし」と仮定した場合である。代替生産が100%行われ

るため、②給与以外の付加価値が喪失しても、代替生産を行う企業が以前と同等の付加価値を生み出す²⁷。融資の効果は、①回復しない給与、③販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値を合計した1兆3,253億円となる。

ケース3は、「代替生産あり、代替販売あり」と仮定した場合である。ケース2と同様、代替生産が行われるため、②給与以外の付加価値の喪失は融資の効果に含まれず、さらに、代替販売が100%行われるため、③販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値も、代替販売先への販売によって回復するため含まれない。したがって、融資の効果は、①回復しない給与1兆458億円のみである。

現実には、ケース1のように代替生産や代替販売が一切行われない、あるいはケース3のように完全に行われる、ということは両方とも考えにくい。代替生産や代替販売は、ある一定の割合で実施されるだろう。一方、前述のとおりケース3は効果を控えめに推計していると考えられる。した

図表—21 公庫融資の効果

<p>ケース1 当初の仮定（代替生産なし、代替販売なし）</p> <p>公庫融資の効果</p> <p>2兆4,896億円</p>	=	<p>回復しない給与</p> <p>1兆458億円</p>	+	<p>給与以外の付加価値の喪失</p> <p>1兆1,643億円</p>	+	<p>販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値</p> <p>2,795億円</p>
<p>ケース2 代替生産あり、代替販売なし</p> <p>公庫融資の効果</p> <p>1兆3,253億円</p>	=	<p>回復しない給与</p> <p>1兆458億円</p>	+	<p>販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値</p> <p>2,795億円</p>		
<p>(注) 代替生産が100%行われ、代替生産企業が以前と同等の付加価値を生み出す（雇用は生み出さない）と仮定した。</p>						
<p>ケース3 代替生産あり、代替販売あり</p> <p>公庫融資の効果</p> <p>1兆458億円</p>	=	<p>回復しない給与</p> <p>1兆458億円</p>				
<p>(注) 代替生産が行われるとともに、代替販売も100%行われ、販売先や受注先の小企業の廃業によって喪失する付加価値が完全に回復すると仮定した。</p>						

資料：図表—8に同じ。

²⁷ 代替生産を行うために、新たな従業員の雇用はしないと仮定している。

がって、公庫融資の効果は、暫定的な計算では、ケース3の1兆458億円からケース1の2兆4,896億円の間には存在すると考えられる。

8 おわりに

政策金融の効果を正確に測るのはむずかしい。融資の効果はそれぞれの企業によって異なるからである。仮に融資後に売上高や付加価値額が増えていたとしよう。融資がなければ企業は成長しなかったとすれば、融資に何らかの効果があつたことは間違いない。しかし、売上高や付加価値額の増分のうち、どこまでが融資によるもので、どこまでが経営者の手腕や、経済環境の変化などその他の要因によるものかは、判然としない。また、政策金融機関がなくなった場合に、民間金融機関によってどこまで代替されるのか、質的な面と量的な面を正確に把握することも困難である。こうしたことから、政策金融の効果測定には自ずと限界があることは否めない。ただ、不透明な部分については一つひとつ仮定をおくことで、一定の計算は可能になる。

そうした観点から、今回は、公庫融資がなくなった場合に失われる付加価値を公庫融資の効果とみ

なし、さまざまな仮定において推計を試みることで、暫定的な結果を得た。その際に、公庫調査や官公庁統計などをもとに、できるだけ現実に起こりうる事態をシミュレートしたつもりである。現実とは相いれない可能性があるという批判もあろうが、公庫融資がある場合とない場合を実際に比較することは困難であるため、セカンドベストの手法として、公庫融資がもしなくなった場合という仮想の世界を想定した設問への回答結果を使用した²⁸。

一方、付加価値ベースで積算できるかどうかは別として、冒頭で述べたように、今回推計した以外にも、公庫融資には新規開業融資による経済の活性化の効果、民間金融機関からの融資を容易にするカウベル効果、あるいはセーフティネットとしての効果などがあると考えられる。このような効果について、どこまで積算するのか、あるいはどのように数値化するのかについても、今後研究の余地が残されていると考えられる。その意味では、本稿で提示した推計結果はあくまで試算であり、推計の範囲、仮定のおき方、数値の積算方法等によっては、結果が変動する可能性を、否定するものではない。さらに精緻な推計方法の確立が待たれるところである。

参考文献等

- 岩本康志 (2004) 「公的金融機関の社会的便益」 全国銀行協会 金融調査研究会第2研究グループ報告書『公的債務管理と公的金融のあり方』
- 国民生活金融公庫 (2005) 「平成16年度政策実施評価報告書」
- 国民生活金融公庫 (2006 a) 「国民生活金融公庫レポート」
- 国民生活金融公庫 (2006 b) 「平成17年度政策実施評価報告書」
- 国民生活金融公庫総合研究所 (2006) 「新規開業企業を対象とするパネル調査結果」
- 財務省 (2006) 「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析 (平成18年度)」
- 篠崎武久 (2004) 「日本の長期失業者について—一時系列変化・特性・地域」『日本労働研究雑誌』No.528
- 総務省行政評価局ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/hyouka/index.htm>)
- 中小企業庁 (2006) 『中小企業白書2006年版』ぎょうせい

²⁸ たとえば、一部の地域のみで公庫融資を中止してその影響を観察するという社会実験が、理論的には考えられるが、その結果として廃業や失業の問題が懸念される以上、現実的にはこうした検証を行うことができるとは考えにくい。

国民生活金融公庫融資の効果測定
—公庫調査と官公庁統計をもとにした試算—

根本忠宣、深沼光、渡部和孝（2006）「創業期における政府系金融機関の役割」RIETI Discussion Paper Series 06-J-004

日向野幹也（1984）「『協調』融資と審査能力—日本開発銀行のケース」東京大学経済学会『経済学論集』50巻1号

福田慎一、照山博司、神谷明広、計聡（1995）「製造業における政策金融の誘導効果—情報生産機能からのアプローチ—」経済企画庁経済研究所編集『経済分析』第140号